環境庁告示第

号

書 を L 含 類 た 環 む で の 境 あっ で、 影 響 7 評 同 の 条第 規定 そ 価 の 法 作 成 に 平 基づき、 項 成 の 九年法 根 同 条 拠 同条第 第 が · 条 例 律第八十一号) 四 項 又は に 項各号 お 地 61 方公共団 て 同 準 附 用 する場 則第 条 第四 体 に 二条第二項 項 係 合を含 E る 行 お ؽ 政 ١J 指 て 一同 準 導 等 条 用 の で する 第四 規 定 あ に るも 場 項 に 基 合を含む。 ゔ の お を次 き、 ١J て準用 告示 のように指定 す に する場 掲 げ 合 る

平成 年 月 日

環境庁長官 大木 浩

第一 環境影響評価その他の手続に係る書類の指定

とに の 根 環 それ 拠 境 が 影 ぞ 条 響 評 れ 例 同 又 価 表 は 法 地 の 以 下 方 下 公 欄 に 共 4 法 掲 げ 体 لح る に غ ١J 係 お う。 る 行 IJ とする。 政 指 附 導 則 等 第 で 条第 あ る も 項各号に の は 別 表 掲 第 げ る 書 の 上 類 欄 で に あ 掲 つ て げ る そ 書 の 類 作 成

第 二 港 湾 環 境 影 響 評 価 そ の 他 の 手 続 に 係 る 書 類 の 指定

ぞ 条 例 れ 法 附 同 又 は 表 則 第二 の 地 下 方 条第 欄 公 共 に 四 掲 4 げ 項 体 に に るとおりとする。 係 お る L١ 行 7 準 政 用 指 す 導 等で る同 . 条 あ 第 一 る ŧ の 項各号に は 別 . 掲 表 げ 第二の上欄 る 書 類 で あっ に 掲 げる書 て そ の 作 類ごとにそれ .. 成 の 根 拠 が

別表第一

げ 第 一 条 る 法 号に 第 附 則 類 掲 項 第 概 森県要綱」 要 青 森 書 県環 とい 境 影 う。 響 評 価 第 六 要 綱 第 平 項 成

八

年

 $\dot{+}$

户

青

森

県告

示第

七

百十

— 号。

以

下

青

の

規

定による

青森

県知

事

^

の提出を経

た

計

画

秋 田 県 環 境 影 響 評 価 に 関 す る 要 綱 平 成六年三月二十 八日 制 定。 以 下 秋 田

影響評価実施計画書

県

要

綱

لح

しし

う。

第

四

条

第

項

の

規

定

に

よる秋

田県知

事

^

の

提出

を 経

た

環

境

Ξ 例 で あっ 埼 玉 という。 県 て、 環 境影 埼 玉 響評 県 第四条 条 価 例 · 条 例 第一 第六 条 項 (平成六年埼玉県条例第六十一号。 の の 公告及 規 定に び ょ IJ 縦 覧 作成 を さ 経 た れ た 環 も **ത** 境 影響 評価 以下「 調 埼 玉 査 県 画 条 書

四 条 例 の ょ 三十一号) 神奈 IJ 公 告及 第三十六号)(以下「 作成され 川県 び 縦 に 環 よる 覧 た環 境 並 影 改正 響評 境 び 影響予 に 後 神 価 奈 条 の 神奈川県新 神奈 Ш 測 例 評 県 の 新 価 Ш 条例 県環 実施 部 を 改 第 計 条 境 影響評 例 + 画 正 条 書 す 『であっ る の という。 規定 条 価 条 例 て、 に 例 平 ょ る 神 第 昭 成 周 奈 九 七条第一 和 Ш 年 知 五 県新 十五 神 の .. 奈 手 続 条 項 年 ||神 県 を 例 の 経 第 条 規 奈 定 た 九 例 Ш 条 も に 第 県

五 石 Ш 県環境影響評価要綱 平成七年四月石川県告示第百九十三号。

以下「

石

の

||県 要 綱 とい う。 第 八 、 条 第 項 の 規 定 に ょ る石 ĴΪ . 県 知 事 ^ の 提 出 を 経 た 環

境 影 響 調 查 計 画 書

六 という。 長 野県 環 境 影 附 響評価条例 則 第七 項の 規定 (平成十年長野県条例第十二号。 に 基づき長 野 県 条 例 第六条第一 以下「長 項 の 規 定 野県条 ഗ 例 に 例

ょ IJ 作 成 され た 環 境 影 響評 価 方 法 書 で あ っ て、 長 野 県条 例 第 八 条 の 規 定 の

例

に

ょ る 公告及 び 縦 覧 を 経 た も の

七 岐 阜県 環 境 影 響評 価 条例 平 成七年岐阜県条例第十号。 以下「岐阜

とい

う。

第

+

条

第一

項又は第三十条第

—

項の規定

によ

る岐

阜

· 県 知

事

及び

関

係

· 県 条

例

市 町 村長 ^ の 提 出 を 経 た環 境影 響 評 価 実 施 計 画 書

八 愛 知 県 環 境 影 響 評 価 要 綱 昭 和 六 + 年三 月 愛 知 県告 示 第三 百六十号。 以 下

愛 知 県 要 綱」 という。 第 六 第 項 の 規 定 に より 作 成 さ れ た 環境 影 響 評 価 方

툱 の送 付並 び に . 愛知 県要 綱第 八の 公告及び縦覧を 経た も の

法

書であって、

愛知県要綱

第

七

第

項

の

規

定に

よる

愛

知

県知

事

及

び

関

係

市

町

村

日三

重

県

知

九 環 境 影 響 評 価 の 実 施 に 関 す る 指 導 要 綱 実 施 要 領 平 成 六 年六 月

行うため 事 決 定。 の 三 以 下 重 票知 Ξ 重 事 県 への 実 施 送付 要 領」 を経 ۲ た環 しし う。 境 影 響 第 評 四 価 条 実施 第三 計 項 画 の 書 規 の 定 案 に ょ る 協 議 を

+ 画 府 書 要 大 綱」 阪 であって、 府 という。 環 境 影響 同 評 条第二項 第六条 価 要 綱 第 の 昭 規 定 和 項 に 五 の 規定 十九年二月 よる作 に : 成 し ょ 1) た旨 大 作 阪 成 され の 府 大 公告第九号。 阪 た 環 府 知 境 影 事 響 ^ 以 の 評 下 通 価 知 実 大 を 施 阪

た

も

の

+ 境 実 府 L 境 保 施 第 た 通 旨 健部 知 計 二 号 都 の 画 市 という。 大 長 書 計 であって、 総 阪 及 画 計第 び に 府 関 お 知 二号大阪 け 事 係 記 市 る ^ 大 阪 環 町 の 通 村 1 境 府 府 影 知 ^ 又は 環 通 響 を の 知記 境 経 評 通 保 た 知 価 健 又 1 の も 1 部 は 実 0 大 の 長 施 阪 規 の に 大 定によ 規 つ 府 阪 通 定 しし に 知 府 て 記 ょ 1) 土 る 平 木 作 1 作 成 部 成 さ 成 長 八 れ 年 L の 通 た 環 た旨 知。 四 規 定 月 に の 境 以 大 影 日付 ょ 下 る 阪 響 評 作 府 大 け 成 環 阪 環 価

<u>+</u> の の لح 例 例 L١ に 大 阪 に ょ う。 ょ り作 る 府 公示 環 成 附 境 され 則 影 及 響 び 第三条第 評 た 縦 環 境 覧 価 条 を 影 例 経 項 響 た 平 評 の も 成 規 **ഗ** 価 定に + 方 年 法 · 大阪 書であって、 基づき大阪 府 条 例 第三号。 府条例第 大 阪 府条 以下「 五 条 例 第 第 大 六 条 項 阪 の 府 の 規 規 条 定 定 例

十三 例 とい 環 境 う。 影 響 評 第 価 八 に 条 関 の す 規 る 定 条 に 例 より 平 作 成 成 九 され 年 兵 た環 庫 県条 境 影響 例 第 評 六 価 号。 概 要書 以 下 で あっ 兵 庫 県

兵 庫 「県条 例第 九条 第 項 の 公告及び縦覧 を経 た も の

十四四 畄 Щ 県環 境 保全に 関する環 境影 響評 価 指 導 要綱 (昭 和五十三年十二月 岡 Щ

る 畄 Щ 県 知事 への提出を経 た開発事業計 画 概 要書

県告示第千二十三号。

以下「岡

山県要綱」とい

う。

第三条第二項の規定

に

ょ

十 五 長 環 境 響評 務 指 要 の 制 定に つい 7 (昭和 五十五年七

崎

県

影

価

事

導

綱

月

一 日

経

付け五十 五環保第百十八号長 崎 県 副 知 事 通 知。 以 下 _ 長 崎 県 副 知 事 通 知 لح ١J

う。 記 6 の規定による協議を行うた めの長崎県生活環境部長への送付 を

た 環 境影響評価 の手法等について記載した書 類

十六 熊本県 環 境 影響評 価要 綱 (平成九年 十二月熊本県告示第九百三十九号の二

以下「 熊 本 ·県要 綱 とり う。 $\overline{}$ 第六条 第一 項 の 規 定に よる熊 本県知 事及び

町 村 長 ^ の 提 出 を経た 環境 影響評 価 実 施 計 画 書

十七 大分県環境 影響評価指導要綱 (平成十年二月大分県告示第百二号。以下

県 知 大分県要綱」という。 び 村長) 第七条第一項又は第二十三条第一項 ー を 経 の規定による大

+ 分 八 平 成 事 + 及 年 関 七 月 係 市 日に 町 お け ^ の提 る 改 出 正 後 の た環 横 浜 市 境 影響評 環 境 影 響 価 評 実 施 価 計 要 綱 画 書 昭 和

五

+

五

年二月五日制 定) 以下「 横浜 市 新要綱」 <u>ل</u> ا با う。 第七条第 項 の 規 定 に ょ

IJ 作 成され た 環 境 影響評 価 調 查 計 画 書 で あっ て、 横 浜 市 . 新 要 綱 第七条 の 二 の 規

定 に よる 横 浜 市 長 ^ の 提出 ー を 経 た も ഗ

十 九 名古屋 市環 境影響評価 指導要綱 (昭和五十四年二月名古屋市告示第四十七

以下「名古屋市要 綱」という。) 第七第一項の 規定に より 作成 さ れ た 現 況

調 查 計画 書 で あっ て、 名古屋 市要綱第七第三 項 の告示及び 縦覧 を 経 た も

<u>-</u> 十 大阪 市 環 境 影響 評 価 要 綱 平 成七年七月十四日制定。 以 下 大 阪 市 要 綱

とい っ う。 第六条第一 項の規定による大阪 市長 への提出を経た環境 影響評 価 実

施 計 画 書

二十一 大阪 市 環 境 影 響 評価 条例(平 ·成十 年 大 阪 市条例第二十九号。 以下「 大 阪

市 条 例 とり う。 附 則 第 四 条 第 項 の 規 定 に 基づき大阪 市 条例第 七 条 第

項

の)規定 の 例に より 作成 され た 環 境 影 響 評 価 方 法 書 で あっ て、 大 阪 市 条 例 第 八 条

の 規 定 の 例に よる公告及び 縦覧を経 た も の

吹 田 [市環 境影響評価 条 例 平 成十年吹 田 市条例第七号。 以 下 吹 田 市

_

条

例」という。 第 七 条 第一 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 実 施 計 画

であっ て、 同 条 第二 項 の 治告示! 及び 縦 覧 を 経 た も の

高槻 市環 境 影響評価指導要綱 平 成三年四月 日公布。 以 下 高 槻 市 要

綱 という。 第 九 条 第一 項 の 環 境 影響評 価 実 施計 画 書 で あっ て、 同 . 条 第二 項

の公告及 び縦 覧 を 経 た も ഗ

十四四 枚方市環 境 影 響評価 条例 (平成四年枚方市条例第二十九号。 以下「 枚方

市 条例」という。)第 八条 第一 項 の 規定に より 作成され た環境影響 評 価 事 前

画 書 であって、 同 条第二項 の告示 及 び 縦 覧 を 経 た も

二 十 五

八尾

市環

境

影響評価

実

施

要

綱

昭

和

五

十六年

八月

一日公

布。

以 下

八

尾

の

市 要 綱」という。 第六条第一 項 の 規定に より 作成 され た 環 境 影響 評価 実 施

画 であって、同条第二項 の公告及び縦覧を経た も

二十六

箕 面

T市環

境

影響評価

要綱(平

· 成 九

年五

月箕

面

市

訓

令第二十一号。

以 下

の

箕 面 市 要 綱 لح いう。 $\overline{}$ 第 五 一条第 項 の 環 境 影 響 評 価 実 (施計画 書 であって

同 条第三 項 の 公告及び縦覧 を 経 た も の

二十七 神戸 市 環 境 影響評価 価等 に 関する条例 (平成九年神戸市条例第二十九号。

以 下 「 神 戸 , 市 条例」という。 \cup 第九条第一 項の 規定 に ょ いり作成が され た 環 境 影 響

評 価 実 施 計 画 書 であって、 神戸 市 条例第十条第二項 の 公告及 び 縦 覧 を 経 た も の

十八 尼 崎 市 環 境 影 響評価 指 導 要 綱 昭 和 五 十四年 + -月 尼 崎 市 告 示 第 百 五

十四号。

以下「

尼崎市要綱」

という。

第五

条第一

項の

規定に

より作成され

た

											げる書類	第二号に掲	二条第一項	二法附則第	
七 大阪市条例附則第四条第一項の規定に基づき大阪市条例第九条第二項の規定	一次住民意見書の写し	六 兵庫県条例第十条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の第	記載した書類	の例による大阪府知事への提出を経た事業者に対して述べられた意見の概要を	五 大阪府条例附則第三条第一項の規定に基づき大阪府条例第九条第二項の規定	係住民の意見書の概要を記載した書面	四 愛知県要綱第十の規定による愛知県知事及び関係市町村長への送付を経た関	提出がなかった旨を記載した書類	野県知事への送付を経た長野県条例第九条第一項の意見書の写し又は意見書の	三 長野県条例附則第七項の規定に基づき長野県条例第十条の規定の例による長	意見書の写し	二 神奈川県新条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た実施計画	を経た関係住民等の意見の概要を記載した書面	一 埼玉県条例第七条第三項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付	環境影響評価実施計画書であって、同条第二項の公告及び縦覧を経たもの

した書類	第三号に掲
二 秋田県要綱第四条第二項の規定により秋田県知事が行った助言の内容を記載	二条第一項
一 青森県要綱第六第三項の規定により青森県知事が述べた意見を記載した書類	三法附則第
書面の写し	
十三 尼崎市要綱第六条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の	
の意見の写し	
十二 神戸市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項	
意見書の写し	
十一(箕面市要綱第七条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の	
見書の写し	
十 八尾市要綱第七条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意	
見書の写し	
九 枚方市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意	
見書の写し	
八 吹田市条例第八条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意	
の例による大阪市長への提出を経た意見の概要を記載した書類	

Ξ 埼 玉 県 条 例 第 八 条 の 規 定 に ょ IJ 埼 玉 県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を 記 載 U た 書

類

兀 神 .. 奈 Щ 県 新 条 例 第十 一条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 され た 実 施 計 画 審 查 見 書

で あっ て、 同 . 条第四 項 の規 定に ょ IJ 事 業者に 送付さ れ た も の

類

五

石

Ш

県要

(綱第

八条第三

項

の

規

定に

より

石川

県

知

事

が

述べ

、 た 意

見

を記

載

た書

の

例

六 長 野 県 条 例 附 則 第 七 項 の 規 定 に 基 でき長 野 県 条 例 第十 条 第 項 の 規 定

に ょ IJ 長 野 県 知 事 が 述 ベ た 意 見を記 載 し た 書

七

岐

阜

県

条例

第十条第

二項

(第三十条第

三項

に

おい

て 準

用

する場合を含む。

面

の 規 定 に ょ IJ 岐 阜 県 知 事 が 述 べ た 意 見を記 載 L た 書 類

八 愛 知 県 要 綱 第 +第 項 の 規 定 に ょ IJ 愛 知 県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を 記 載 L た 書

類

九 Ξ 重 県実 施要領第四条第三 項 の規 定に よる協 議 に対する三 重 県知 事 の 回 · 答 を

記 載 U た 類

+ 大 阪 府 要 綱 第 六条第三 項 の 規 定 に ょ IJ 大 阪 府 知 事 が 行 つ た 助 言 の 内 容 を 記 載

L た 書 類

+ 大 阪 府 通 知 記 1 の 規 定 に より大 阪 府 環 境 保 健 部 長 が 行っ た 助 言又は 大

阪 府 通 知 記 1 の 規 定に より大阪 府 知 事 が行っ た 助 言 の 内 容 を記 載 L た 書 類

+ _ 大阪 府 条例 附 則第三条 第 項 の 規 定 に基づき大阪府 条 例 第 + 条 第 項 の 規

定の例により大阪府知事が述べた意見を記載した書面

+ = 兵 庫 県条例 第十二条第 項 の 規 定に より 作 成さ れた第 次審 **査**意見 書 で

つ て、 同 条 第三 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業者 に 送 付 さ れ た も

の

十四四 岡 Ш 県 要 綱 第三 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 畄 Щ 県 知 事 が 行っ た 指 導 の 内 容 を

載した書類

十 五 長崎 県副 知 事 通 知 記 6 の規定による協議に対する長崎県生活環境部長

の

記

あ

回答を記載した書類

十 六 熊 本 県 要綱 第 六 . 条 第二 項 の 規定 に ょ IJ 熊 本 県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を記 載 L た

書類

十七 大分県要綱第七条第二項 (第二十三条第二項に おい て準用する場 合を含む

の 規定により大分県知 事が 述べた意見を記載 L た 類

十八 横 浜 市 新 要 綱 第七 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 調 查

計 画 審 查 意 見 書 で あって、 同 条 第 三項 の 規 定 に よる 事業者 への写 Ū の 送 付 を 経

たもの

して提出された環境影響評価書若しくはこれに準ずる書面であって、北海道条	げる 書 類
環境影響評価書又は北海道条例第二十三条の規定による北海道知事の要請に対	第四号に掲
道条例」という。)第四条第一項又は第十六条第一項の規定により作成された	二条第一項
一 北海道環境影響評価条例(昭和五十三年北海道条例第二十九号。以下「北海	四 法附則第
、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの	
二十五(神戸市条例第十二条第一項の規定により作成された調査意見書であって)	
って、同条第三項の規定により事業者に送付されたもの	
二十四(八尾市要綱第八条第一項の規定により作成された八尾市長の意見書であ	
二十三 高槻市要綱第十条の規定により事業者に送付された意見書	
二十二(吹田市条例第九条第一項の規定により事業者に送付された意見書)	
規定の例により大阪市長が述べた意見を記載した書面	
二十一(大阪市条例附則第四条第一項の規定に基づき大阪市条例第十条第一項の	
書の修正及び再提出を求める旨を記載した書類	
二十(大阪市要綱第七条の規定により大阪市長が大阪市要綱第六条第一項の計画)	
の規定により名古屋市長が行った指導の内容を記載した書類	
十九(名古屋市要綱第七第一項の現況調査計画書について名古屋市要綱第二十五)	

例 第 五 条 第 項 文 は 第 十六条第 項 の告示及び縦 覧 並 び に 北 海 道 条 例 第 七 条 第

項 及び 第三項又は 第 十八 · 条 第 項 及 び 第 二 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た

も の

青森 県要綱第七第一 項 の規定により 作 . 成さ れ た環 境影 響 評 価 準 備 書 で あ つ て

青 森 県 要 綱 第七 第 四 項 の 公 告 反 び 縦 覧 並 び に 青 森 県要 綱 第 八 第 項 又 は 第

項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も

の

 \equiv 宮 城 県 環 境 影 響評 価 要 綱 平 成 五年七月宮城県告示第八百五十七号。

宫 城 県 要 綱 という。 第十条第一 項 の規定によ IJ 作 成 され た環

準

備

書

で

あっ

て、

宮城

県要

綱

第十一

条の

公告及び

縦

覧

並

び

に

宮

城

県

要

綱

第十

境

影

響

評

価

以 下

条 第 項 又 は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も **ത**

兀 秋 田 県 要 綱 第 五 条 の 規定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準 備 書 で あっ て、

秋

田 県 要 綱 第 七 条 の 公告及び 縦覧 並 び に 秋 田 県 要 綱 第 八条 第 項又は 第三 項 後

の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続を 経 た も の

五 Щ 形 県 環 境 影 響評 価 指 導 要 綱 平 成三 年 十二月十 八日 制 定。 以 下 Ш 形 県 要

綱 て、 لح Щ 61 形 う。 :県要! 綱 第 第十 七 条 条の 第 公告及び 項 0 規 定 縦 に 覧 ょ 並 IJ び 作 成 に さ Щ 形 れ 県要 た 環 綱 境 第十 影 響 評 条 価 第 準 備 項又は で あ

第三 項 後 段 の 規定 に ょ る 周 知 の 手続 を経 た も の

六 下了 茨 城 茨 城 県 環 県要綱」 境 影 響 という。 評 価 要綱 昭 第三条第一 和 五十 八 年四 項 の規定に 月茨城県告示第五百九十一号。 より 作 :成され た環境 影

第 項 文 は 第三項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も (0)

価

準

·備書

で

あって、

茨城県要綱第六条

の

公告及び縦覧並

び

に茨

城

県

要

綱第

七条

以

評

七 要 て、 綱 栃 木 県 栃木県要綱 という。 環 境 影 響評 第五条の公告及び縦覧並びに栃木県要綱第六条第一 第三条第 価 実 施 要 項 綱 の規定により作成され 平 成三 年三月 日 栃 た環境影響評 木 県公告。 以下「 価 項 書 文は 栃 案 で 木

あ

第

県

三項の規定による周知の手続を経たもの

準 八 備 群 群 書 馬 馬 県 であって、 県 要 環 綱」 境 影 という。 響 群馬県要綱第七条の公告及び縦覧 評 価 要綱 第四 平 I 条 第 一 ·成三年 項 应 月 群 の 規 定に 馬県告示第三百五十二号。 ょ 並びに IJ 作 成 群馬 され 県要 た環 綱 境 第 影 以 下 八 響 /条第 評 価

項又は第三項後段

の

規定

に

よる

周

知

の手続を経た

もの

九 後 玉 段 県 埼 玉 の規 条 県 例 定 第 条 に 例 <u>+</u> よる周 第 条 九 条 の 知 公 の 告及 の手 規定 に 続を経 び 縦 ょ IJ 覧 た 作 亚 も び 成 に さ ഗ れ 埼 玉 た 県 環 条 境 例 影 響 第十三条第 評 価 準 備 項 で あっ 又は て、 第三 項 埼

+ 境 示第千七号。 千葉 影 響評 県環境 価準備書であって、千葉県要綱第八条第一 以下「千葉県要綱」 影響評 価 の実 施 に関する指 という。 · 導 要 第 五 綱 昭 条の規 項の公告及び 和五十五年十二月千葉県告 定により作 縦 :成され 覧 並び に同 た 環

+ -条第二項又は 東京 都 環 境 第四項の 影 響 評 価 規定による 条 例 昭和 周 知 五 十五 の手続を経た 年 東 京 都 条例 も ഗ 第九十六号。 以下 東

項の規定に で 京 あって、 都 条例」 よ とい 東 る 京 う。 都条例第十六条 周知の手続を経た 第九 条第 の _ も 公示及び縦 項 の の 規定 に 覧並びに東京都条 ょ り作 成さ れ た 環 境影 例第十七条第 響評 価 案

† = び の に 環 神奈 神 境 奈 影 Ш 響 Ш . 県環 県 予 現 測 行 評 境影響評価 条例第九条第 価 書 案で あっ 条例 て、 (以下「 _ 項 ග 神奈 規定に ||神奈川県現行条例」という。)第五 . 県現 よる 行条例第 周 知 の 八条 手続を経 の 公告及び た も **ത** 縦 覧

並

十 三 例第十五条 神奈 手 続 Ш 県新 の公告及び縦覧並びに神奈川 経 条例第十三条 ഗ の環境 影響 予 県 測評価書案であって、 新条例第十六条第一項の規定に 神奈川 県新条 よ る

周

知

の

を

た

も

十四四 新 潟県 新 潟 要 県 綱」 環 境 という。 影 響 評 価 要 第七条第一項 綱 (平成三年四月新 の規定によ 潟 県告示 IJ 作 第 成され 九 百三十 た環 境影 . 등 등 響 以 下 評 価

準 備 で あっ て、 新潟 県要綱 第 十条の公告及び縦覧 並 びに 新 潟 県要 綱第 $\dot{+}$ 条

第 項 又 は 第三項 後段 の規 定 による 周 知 の手続 を経 た も の

十 五 富 Щ 県環境影響評 価要綱 (平成二年六月富 山県告示第四百五十二号。 以 下

山県 要綱」 という。)第八条第一項 の規定によ り作 :成され た 環 境 影 響 評 価

準 備 で あっ て、 富 Щ 県要綱 第 十 条 の 公告及 び 縦 覧 並 びに 富 Щ 県 要 綱第

条 第 項 又は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も ഗ

十 六 石川 県要! (綱第 九条 の規定により作成 され た環境 影響評価準備 書であって、

綱第十一条の公告及び縦覧並びに石川県要綱第十二条第一項又は

石川

県要

項 後 段 の 規 定 に ょ る周 知の手続を経 たも **ത**

+ 七 福 井 県 環 境 影 響 評 価 要 綱 (平成 四 年 + 月 福 井 :県告! 示 第 八 百 七十号。 以

下

福 井県 要 綱」 という。 第 八 . 条 の)規定に より 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 準 備 書

で あって、 福 井県要綱第十一条の 公告及び)縦覧 並 びに福 井県 要 綱第十二条第

項 又 は 第三項 後 段 の規定による周 *,*知 の手続を経 た も ഗ

+ 八 Щ _ 梨 県 環 境 影 響 評 価 等指 導 要 綱 平 成二 年 九月 Ш 梨 県告 示第四百六十

以 下 Ш 梨 県 要 綱」 とい う。 第六 条 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準

備書 であって、 山梨県要綱第九 条 の公告及び 縦覧並 び に 山梨県要綱第十 · 条 第

項 又 は 第 四 項 後 段 の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も ഗ

十 九 長 野県要綱」 長 野 県 環 境 という。 影 響 評 価 \cup 指 第九条第一 導要 綱 昭 項 和 五 十 の規定によ 九 年 り作 月長野県告示第五号。 成 され た 環 境 影 響 以 下 評 価

準 備 書で あって、長野 県要綱第十条の公告及び縦覧 並び に 長 野 県要 綱第十一 条

第 項 文 は 第三項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も **ത**

二 十

岐

阜

県

条

例

第

十三条

の

規

定

に

ょ

ij

作

成

さ

れ

た

環

境

影

響評

価

準

備

書

で

あっ

て

項

岐 阜県 条 例 第十四条 第一 項 の公告及び)縦覧 並びに 岐阜県条例 第十 五 条 第

又は第三項の規定による周知の手続を経たもの

_ + -静 出 県 環 境 影 響 評 価 要綱 平 成 四 年 七 月 静 畄 県告 示 第六百三十四号。 以

下 静 岡 県 要 綱 とい う。 第六条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評

価 準 備 書 で あっ て、 静 岡 県 、要綱 第 九 . 条 の 公告及び 縦 覧並 び に 静 畄 県 要 綗 第 条

第一 項又 は 第三項 後段 の規 定に よ る 周 知 の手 続 を経 た も ഗ

あって、 愛 知 愛 県 知 要 県 要 綱第十二第 綱 第十一 五 の 項 公告及 Ô 規 定に び 縦 より 覧 並 作成さ び に 愛 れ 知 県 た 要綱 環境影響評 第 $\dot{+}$ 六 第 価 準 備 項 又 書 は で

第四 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も 0

環 境 影 響 評 価 の 実施 に .) する指 導 要綱 平 成六年五月三十一日三 重 県公

告。 影 評 以 下 項又は 価 準 \equiv 備 第三項 書 重 |県要 で あって、 の規定による 綱」 ا ایا \equiv う。 重 一県要 周 . 知 の手 |綱第 第 四 続 . 条 五 を経 条 第 第 項 た も 項 の ഗ の 規 定 公告及び に より 縦 作 覧 .. 成 亚 さ れ び に た 同 環 境 条

十四 二号。 賀 境 影 県 響 要 評 滋 綱 以 第 価 下 賀 準 県 八 条 備 環 滋 第一 書 境 賀 影 であって、 県 響 項 要 評価 綱 の規定に لح に 滋 関 しし よる する う。 賀県要 \cup 要綱 周 第 綱 知 第 五 (昭 の 手 条第 七 続 和 条 を 第 五十六年三月滋 経 項 た 項 の も の 規 公 定 0 告及 に ょ び IJ 賀県告示第百十 縦 作 覧 成 並 さ び れ に た 滋

二 十 五 下 又は 書 で 第三 あっ 京 都 京 項 て、 府 都 府 後 要 綱 段 環 京 境 都 の ح 11 規 影響評価 府要 定 う。 綱 に ょ 第 要綱 る 八 第六条の 条 周 平 の 知 公告及 の 手 成元年五 続 規 を 定 び 経 に 縦 月京都 覧 ょ た 並 IJ も 作 び の 成され に 府告示第二百九十五号。 京 都 た 府 環 要 綱 境 第 影 九 響 評 条 第 価 準 以 備 項

二十六 あって、 項 文は 大 阪 大阪 第 二 府 頂 府 要 要 綱第七 後 (綱第 段 の 条第 九条 規 定 第 に 項 ょ 項 る の 規 の 周 定に 知 公告及び の より 手 続 縦覧並 作成され を 経 た びに も た環境 **(**) 大阪 影響 府 要 評 綱第十二条第 価 準備 書 で

一十七 三月兵庫 開 県告示第四百七十九号の三。 発 整 備 事 業 等 に 係 る 環 境 影 響 以 下 評 価 の 兵 手 庫 続 県 に 要綱」 関 す る とい 要 綱 う。 昭 和 第 五 五 + 条 四 第

項 の 規 定 に ょ ij 作成 され た 環 境 影 響評 価 準 · 備 書 で あっ て、 兵 庫 県 要 綱 第 六 条

第 _ 項 の 公告 及 び 縦 覧 並 び に 兵 庫 県要! 綱 第七 条 第 項 の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続

を 経 た も ഗ

二十八 兵庫 県条 例 第十 应 I 条 第 項 の 規 定 に より 作 .: され た 環 境 影 響 評 価 準 備 書

で あ つ て、 兵 庫 県 条 例 第 + 五 条 第 項 の 公告及 び 縦 覧 並 び に 兵 庫 県 条 例 第

条 第 項 又 は 第四 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も

(0)

二十九 四 号。 以 下 和 歌 _ Ш 和 県 歌 環 境 Щ 県 影 響評 要 綱」 価指 という。 導 要 綱 第 四 平 成 四年七 条 の規 定に 月 和 歌 ょ り 作 Щ 県告示 成 2 第 れ 四 た 百 六· 環 境

響 評 価 準 備 書 で あっ て、 和 歌 Щ 県要綱第 六条 の 公告及び 縦 覧 並 び に 和 歌

Ш

県

要

以

+

影

綗 第 七 条 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も ഗ

三十 鳥 取 県 環 境 影 響 評 価 実 施 要 綱 平 成三年十一月 鳥取 県告示第 八 百六号。

下「 鳥 取 県 要 綱 とい う。 \smile 第 四 条の規定によ IJ 作 成さ れ た 環 境 影 響 評 価 準

書 で あっ て、 鳥 取 県要 綱 第六条 の 公告及 び 縦 覧 並 び に 鳥 取 県 要 綱 第 七 条 第 項

又は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も 0

三 十 一 以 下 島 島 根 根 県 ! 県要! 環 境 綱 影 響 とい 評 価 う。 実 施 要 第六条 綱 平 の規定 成 Ξ 年 に 兀 ょ 月 IJ 島 作 根 :成され 県 告 示 た環 第 四 境 百 影 六 響 + 評 八 価

準 備 書 で あっ て、 島 根 県要綱 第 八条 の公告及び縦 覧 並 び に 島 根 県要 綱第 九 条 第

項 又は 第三項 後 段 の 規定 に ょ る 周 知 の 手続を経 た も ഗ

三 十 二 畄 山 「県要 綱第四 条の規定により作 成さ 'n た 環 境影響評 価 調 書であって、

岡 Щ 県要 |綱第 五 条 第一 項及 び第二 項 の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続を 経 た も ഗ

広 島 県 環 境 影 響 評 価 の 実 施 に 関 す る 指 導 要 綱 昭 和 五 十 七 年 += 月 規 広 定 島

県 告 示第 千三百五十三号。 以 下 _ 広 島 県 要 綱 ح ١J う。 第三 条第 兀 項 の

に ょ IJ 作成され た環境影響 評価 書 の 案 であって、広 島県要綱 第 五 条 の 公告及 び

縦 覧 並 び に 広 島 |県要綱第六条第一項又は第三項後段の規定による周 知 の手続 を

経 た も ഗ

三 十 四 Щ 県 環 境 影 響 評 価 等 指 導 要 綱 平 -成二年 四 月 日 制 定。 以 下 Щ

県

項

綱 ح 61 う。 第 兀 条 の 規 定 に ょ IJ 作 成 2 れ た 環 境 影 響 評 価 準 · 備 書 で あ っ 7

Щ П 県 要 綱第六 条 の 公告及び縦覧 並 び に Щ 口県要 綱第 七条第 項又は 第三

後段 の)規定 に ょ る 周 知 の手続を経 た も の

三十五 徳 島 県 環 境 影 響 評 価 要 綱 平 成 四 年 八 月 徳 島 県告 示 第六百二十六号。 以

下 徳 島 県 要 綱 لح しし う。 第 七 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 評

価 準 -備書 で あっ て、 徳 島県要綱第十条 の 公告及び縦覧並 びに . 徳 島 県 要綱 第十

条第 項 又は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も **ത**

三十六 香 Ш 県 環 境 影 響 評 価 実 施 要 綱 昭 和 五 + 八 年 九 月 香 Ш 県 告示 第七百十

七

影 響 評 以 下 価 準 備 香 書 Ш で 県要綱」 あって、 とり 香 う。 Ш 県要 (綱第 第三条 七 条 第 の 公告 項 の 規定 及び 縦 に 覧 ょ 並 IJ 作 び に 成 香 さ Ш れ 県 た 要 環 綱 境

第 八 条 第 項 又 は 第三 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も (0)

三十七 高 知 県 環 境 影 響 評 価 等指 導 要 綱 平 成 元 年三 月 高 知 県告 示 第二 百三十

以 下 高 知 県要綱」 ع 11 う。 第 四 . 条 第 項 の 規 定 に ょ ij 作 成 さ れ

影 響 評 価 準 備 書 で あって、 高 知 県要 綱第六条 の 公告及び 縦 覧並 び に

高

知

県

要

綗

た

環

境

七

第 七 条 第 項 又 は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

三 十 八 長 崎 県 副 知 事 通 知 記 5 の 規 定 に ょ IJ 関 係 住 民 に 対 し て 周 知 さ れ た 環 境

影 響 評 価 の 結 果 を 記 載 L た、 長 崎 県 環 境 影 響 評 価 事 務 指 導 要 綱 昭 和 五 + 五 年

七 月 日 制 定。 以 下 _ 長 崎 県 要 綱 とい う。 第 八 条 第 号及 び) 第二 号 ഗ 义 書

三十九 熊 本 県 要 綱第七 条 の 規 定 に ょ り作 : 成さ れ た 環 境 影 響 評 価 準 備 書 で あ っ 7

熊 本 県 要 綱 第 九 条 の 公告及 び 縦 覧 亚 び に 熊 本 · 県 要 綱 第 + · 条 第 項 又 は 第 四

頂

後

段

の

規

定

に

ょ

る

周

知

の

手

続

を

経

た

も

ഗ

四十 大分県要綱第 + · 条 第一 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 準 備 で あ

て、 大 分 県 要 綱 第 +_ 条 の 公告及 び 縦 覧 並 び に 大 分県 要 綱 第 条 第 項 又

は 第三 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を経 た も ഗ

四 十 一 宮 崎 県 環 境 影響評 価 要 綱 平 成 四 E 年 四 月宮崎県告示第四百八十四号。 以

下 宮 崎 県 要 綱」 ح 11 う。 第六条第一 の 規 定に より 成 さ れ た 環 影 響 評

 \cup 項 作 境

価 準 備 書 で あ つ て、 宮 崎 県 要 綱 第 九 条 の 公告及 び 縦 覧 亚 び に 宮 崎 県 要 綱 第 +

第 項 文 は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も (0)

四十二 鹿 児 島 県 環 境 影 響評 価 要 綱 平 成二年十二月 鹿児島 県告示第二千四十

以 下 鹿 児 島 県要 綱 という。 \cup 第六条第一 項 の規 定 によ IJ

作

成

さ

れ

た

環

兀

児

て、

境 影 響評 価 準 備 書 であっ 鹿 児 島 県要 (綱第 八 . 条 の 公告及 び 縦 覧 並 び に 鹿

県 要 綱 第 九 条 第 項 又 は 第 四 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も **の**

四十三 沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 規 程 平 成 四 年 九 月沖 縄 県告 示 第 七 百六十三号。 以

下 沖 .縄 県 規 程 とい う。 第 七条 の 規定 に ょ IJ 作 成さ れ た 環 境 影 響評 価 準

書 で あっ て、 沖縄 県規 程第 十条 の 公告及 び 縦 覧 並 び に沖 縄 県 規 程 第 + 条 第

項 又 は 第三 項 後 段 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

四十 第 百 应 四号。 千葉 以 下 市 環 境 千葉 影 響 市要 評 価 綱 の 実 とい 施 に う。 関 す る 第五 指 導 条 要 第 綱 平 項 の 成 規 四 定 年 に 四 ょ 月 IJ 千 作 葉 成 市 流され 告 示

た 環 境 影 響 評 価 準 備 書 であっ て、 千 葉 市 要 綱 第 八 条 第 項 の 公 告及 び 縦 覧 並 び

に 同 条 第 項 又 は 第 几 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も ഗ

四 十五 横 浜 市 環 境 影 響 評 価 要 綱 以下「 横 浜 市 現 行 要綱」 ح 11 う。 第七条第

項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 準 備 書 で あっ Ţ 横 浜 市 現 行 要 綱 第

九 条 第 項 の 公告 及 び 縦 覧 並 び に 横 浜 市 現 行 要 綱 第 + · 条 第 項 又 は 第 兀 項 の 規

定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

四十六 横 浜 市 新 要 綱 第 八 条 第 項 の 規定 により 作成され た 環 境 影 響

条第 項 又 は 第 四 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も ഗ

で

あっ

て、

横

浜

市

新

要

綱

第

九条

第

項

の

公告及び

縦

覧

亚

び

に

横

浜

市

新

要

綱

第

評

価

準

備

書

四 干 七 Ш 崎 市 環 境 影 響 評 価 に 関 す る 条 例 昭 和 五 + 年 Ш 崎 市 条 例 第 四 + 号

以 下 Ш 崎 市 · 条 例 とい う。 第六 条 第二 項 の 書 類 が 添 付 さ れ た 同 条 第 項

の 届 出 書 で あっ て、 Ш 崎 市 · 条 例 第 九 条第 項 の告示 同 条 第二 項 の 縦 覧及 び Ш

崎 市 条 例 第 + 条 の規定 に ょ る 周 知 の 手 続を 経 た も の

兀 +八 逗子 市 の 良 好 な 都 市 環 境 を つく る 条 例 平 成 兀 年 逗 子 市 条 例 第 + 八 号。

以下 逗 子 市 条 例 لح しし う。 第 七 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 蠁

評 価 書 案 で あっ て、 逗 子市. 条例 第 八条第 三項 の 公示 及び 縦 覧 並 び に 逗 字 市 · 条 例

第 九条第 項 又 は 第 三 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続を 経 た も の

四十九 あって、 名古屋 名 古 市 屋 市 要 (綱第 要 綱 九第 第 九 第 項 五 項 の 規 の 告示 定に より 及 び 縦 作 覧 成さ 並 びに れ た 2名古 環 境 影 屋 響評 市 · 要 綱 価 準 第 $\dot{+}$ 備 の 規 で

定による周知の手続を経たもの

五 $\overline{+}$ 京 都 市 環 境 影 響 評 価 要 綱 平 成 五 年 $\dot{+}$ 月二十 日 制 定。 以 下 京 都 市 要 綱

ح ١J 同 条第三 う。 項 第 の 五 条 公告及 第 び 項 縦 の 覧並 規 定 び に に ょ 京 IJ 都 作 成 市 要 さ 綱 れ 第 た 六 環 条第 境 影 響 項 評 文 価 は 準 備 第 \equiv 書 項 で 後 あ 段 つ

て

0

規定による周知の手続を経たもの

五 干 大 阪 市 要 綱 第 八 · 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準 備

あ ヾ 大 阪 市 要 綱 第 + 条 第 項 の 公 告 及 び 縦 覧 亚 び に 大 阪 市 要 綱 第

+

条

第

で

項 文は 第 兀 頂 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

五 <u>+</u> 吹 田 市 条 例 第十 · 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成さ れ た環境 境 影 響 評 価 準 備 書 で

あっ て、 同 . 条 第三 項 の告示 及 び 縦 覧 並 び に 吹 田 市 条 例 第 $\dot{+}$ _ 条 第 項 又 は 第 五

項 の 規 定 に ょ る 周 知 **ഗ** 手 続 を 経 た も 0

五 十 三 で あっ て、 高 槻 同 市 条第三 要 綱 第 項 + の 公告及び 条 第 項 縦 の 覧 規 並 定 び に に ょ 高 1) 槻 作 成 市 要綱 され 第 た 環 <u>+</u> 境 条第 影 響 評 項 価 ഗ 準 規 備 定 書

に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

五 干四四 枚 方 市 条 例 第 十 - 条第二 項 の規 定に より 作成され た環 境 影 響評 価 準 備 で

あっ て、 枚方 市 条例第 十二条 の告示及び)縦覧 並 びに 枚方 市 · 条 例 第十三 条 第 項

の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続を 経 た も の

五

十五

八

尾

市

要

綱

第

九

条第

項

の

規

定

に

ょ

IJ

作

成

さ

れ

た

環

境

影

響

評

価

準

備

書

で

あっ て、 同 条 第三 項 の 公告及 び 縦 覧 並 び に 八 尾 市 要 綱 第 + 条 第 項 又 は 第 項

の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

五

十六

箕

面

市

要

綱

第八

· 条 第

項

の

規

定に

より作成され

た環境影響

評

価

準

備

書

で

+

条

第

項

の

規

て

あっ て、 箕 面 市 要 綱 第 九 条 の 公告 及 び 縦 覧 並 び に 箕 面 市 要 綱第

定 に ょ る 周 知 の 手 続 を 経 た も の

五 干 七 神 戸 市 条 例 第十 四 条 の 規 定に より 作 成 べされ た 環 境 影 響 評 価 書 案 で あ っ

神 戸 市 条 例 第十 五 条 第二項 の公告及 び 縦 覧 並 び に 神戸 市 条 例 第十 六 条 第 項

又は 第 四 項 の 規 定 に ょ る 周 知 の 手 続 を経 た も **ത**

五 十八 尼 崎 市 要 綱 第 七 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 準 備 で

あ て、 同 条 第 項 の 公告 及 び 縦 覧 並 び に 尼 崎 市 要 綱 第 八 条 第 項 又 は 第 頂

の 規 定に ょ る 周 知 の 手 続を 経た も の

五 茨城県要綱第九条の規定による茨城県知事への提出及び関係市町村長への送	
った旨を記載した書類	
出を経た関係地域住民の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなか	
四の山形県要綱第十二条第三項の規定による山形県知事及び関係市町村長への提り	
を経た関係住民の意見の概要を記載した書面	
三 秋田県要綱第九条第三項の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付	
旨を記載した書面	
出を経た関係住民の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかった	
	げる書類
記載した書面	第五号に掲
経た関係住民等の意見の概要を記載した書面又は意見書の提出がなかった旨を	二条第一項
	五法附則第
項後段の規定による周知の手続を経たもの	
て、広島市要綱第六条の公告及び縦覧並びに広島市要綱第七条第一項又は第三	
市要綱」という。)第三条の規定により作成された環境影響評価準備書であっ	
五十九 広島市環境影響評価要綱 (平成七年一月広島市告示第一号。以下「広島	

付 を 経 た 関 係 住 民 の 意 見 の 概要を記 載 L た 書 面

六 栃 木 県 要 綱 第七 条第 二項 の 規 定 に よる 栃 木 県 知 事 への提出を経た住民 意 見 概

要

七 群 馬 県 要 (綱第 + 条 の 規定に ょ る 群 馬 県 知 事 及 び 関係市 町村 長 ^ の 送付· を経

関 係 住 民 の 意 見 の 概 要 を 記 載 し た 書

八

埼

玉

県

条

例

第十五

条

第三

項

の

規

定

に

ょ

る

埼 玉

原知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

^

の

送

た

の関

面

付 を経 た 埼玉県条例第十四条第二項 の関 係 住 民等 の 意 見 書 の 写

九 千葉 (県要 綱 第九条第三項 の規 定に よる事業者への送付 を経た同条第二項

係 住 民 の 意 見 書 の 写

+ 東 京 都 条 例 第 + 八 . 条 第二 項 の 規定 に ょ る事 業 者 ^ の 送 付 を 経 た 同 条 第 項 の

都 民 の 意 見 書 の 写 L

+ 神 Ш 県 現 行条例第十条第二 項 の規定による事業者 への送付を経た 意 見

の 写し

神 ·· 奈 Ш 県 新 条 例 第 七条 第二 項 の 規 定 に ょ る 事 · 業 者 ^ の 送 付 を 経 た 意 見

の 写し

十 三 新潟県要綱第 十二条第三 項 の規 定に よる 新 潟 県 知事及び関係 市 町 村 長 ^ の

提 出 を 経 た 関 係 地 域 住 民 の 意 見 の 概 要 を 記 載 し た 書 面 又 は 意 見 書 が 提 出 さ れ な

か た 旨 を 記 載 L た 書 類

+ 四 富 Ш 県 要 綱 第 + 应 「 条 の 規 定による富 山県知事及び関 係 市 町村長 ^ の 提

出

を

経 た 関 係 地 域 住 民 の 意 見 書 の 概 要 を 記 載 L た 書 面

経 た 関 係 住 民 0 意 見 の 概 要 を 記 載 し た 書 面 +

五

石

Ш

県

要

綱

第

+

四

条

の

規

定

に

ょ

る石

Ш

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

^

の

提

出

を

十六 福 井 県 要 綱 第 十三条第三 項 の 規 定に よる 福 井 県 知 事及 び

関

係

市

町

村

長

^

の

提 出 を 経 た 関 係 地 域 住 民 の 意 見 の 概 要 を記 載 L た 書 面 又 は 意 見 が な かっ た旨 を

記 載 L た 書 面

+ 七 Щ 梨 県 要 綱 第 + = 条 の 規 定 に ょ る Щ 梨県 知 事 及 び 関 係 市 町 村

長

^

の

送

付

を

経 た 関 係 住 民 の 意 見 の 概 要 を記 載 し た 書 面

+ 八 長 野 県要 綱 第 十二条第二 項 の 規 定に よる 長野県知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の

送付 を経 た 同 条 第 項 の 関 係 住 民 の 意 見 書 の 写 L

+ 九 岐 阜 県 条 例 第 + 六 条 第 項 の 規 定 に ょ る 岐 阜 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の

提 出 を 経 た 住 民 意 見 書 の 概 要 を 記 載 L た 書 面 又 は 住 民 意 見 書 の 提 出 が な か つ た

旨 を 記 載 L た 書 面

静 岡 県要綱 第 十二条の 規 定 に ょ る静 畄 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付 を

経 た関 係 住 民 の 意 見 の 概要 を記 載 U た 書 面

_ + -愛 知 県 要 綱第十八の規定による愛 知県知事及び関係市町村長への送付 を

経た 関 係 住 民 の 意 見書 の 概 要を 記 載 L た 書 面

Ξ

重

県

要

綱

第六

. 条 第

項

の

規

定

に

よる三

重

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

の

送 付 を経 た 同 条 第 項 の 関 係 地 域 住 民 の 意見 書 一の写

滋 賀 (県要 綱 第九条第二 項 の 規 定に よる 事 業者への送付を経た同条第

の意 見書 の 写

二十四

京

都

府

要

綱第十

条第三

項

の

規

定に

よる

京

都

府

知事

· 及び

関

係

市

町

村

長

の

項

送 付 を経 た 関 係 住 民 の 意見 の 概 要 を 記 載 L た 書 面

の提 出を経 た関 係 住 民 の意 見 書 の 概 要 を記 載 し た 面

市町長

付を 経 た 同 条 第 項 の 意見 書 の 写

二十六

兵

庫

県

要

綱

第

八

条第二項

の

規

定に

よる

兵

庫

県知事及び関係

いへの送

二十五

大

阪

府

要

綱第十三条

第三

項

の

規

定

に

ょ

る

大

阪

府

知

事

及 び

関

係

市

町

村

長

十七 兵 庫 県 条 例 第 十 七条 第 項 の 規 定 に ょ る事 業 者 ^ の送付 を経 た 同 条 第

項 の 第二次住 民 意 見書 の写

二十八 和 歌 Щ 「県要は 綱 第 八条 第二 項 の 規 定 に ょ る 和 歌 Щ 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長

への 送 付 を経 た 関 係 地 域 住 民 の 意 見 の 概 要 を記 載 U た 類

二十九 鳥 取 皇 (綱第 八 条第三項 Ô 規 定に よる 鳥 取 県 知事及び関係 市 町 村 長 ^ の

報告 へ 添 付さ れ た同 . 条 (第二項 の 関 係 住 民 の 意 見 書 の 写しを含む。

三十 島 根 県 要 綱 第 + · 条 第三 項 0 規 定 に ょ る 島 根 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 の 送

付 を 経 た 関 係 住 民 の 意 見 の 概 要 を 記 載 L た 書 面

域 住 民 の 意 見 の 内 容を記る 載 した 書 類 三 十 一

岡

Ш

県

要

綱

第五

条第三

項

の

規

定に

よる

畄

Щ

県

知

事

^

の

報

告を

経

た関

係

地

三 十 二 広 島 県 要 綱 第七 条第三 項 の 規 定 に ょ る 広 島 県 知 事

た旨 を 記 載 L た 書 類

送 付

を

経

た

同

条

第

_

項

の 関

係

地

域

住

民

の

意

見

書

の 写

L

又

は

意

見

書

の

提

出

が

な

か

及

び

関

係

市

町

村

長

^

の

三十三 Щ П 県 要 綱 第 八 条第三 項 の規 定に よる山口県知事及 び 関 係 市 町 村 ^ の

送 付 を経 た 関 係 住 民 の 意見 の 概 要 を記 載 L た 書 面又は 意 見 書 が 提 出 さ れ な か つ

た旨 を 記 載 し た 書 類

十四四 徳 島 県 要 綱 第 十二条 第 項 の 規 定 に ょ る 徳 島 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長

の 送 付 を経 た 関 係 地 域 住民 の 意 見 の 概 要 を記 載 L た 書 面 又は 意 見 が 述 でべら れ な

かっ た旨 を 記 載 L た 書 面

三十五 香 Ш 県 要 綱 第九 条第三項 の規 定に よる 香 Ш 県 知 事 及 び 関 係 市 町 長 ^ の 送

付 を 経 た関 係 住 民 の 意 見 の 概 要 を記 載 L た 書 面

し

送 付 を 経 た 関 係 地 域 住 民 の 意 見 の 概 要 を 記 載 た 書 面

三十七

長

崎

県

副

知

事

通

知

記

5

ア

の

規

定

に

ょ

る

長

崎

県生

活

環

境

部

長

^

の

送

付

を

三十六

高

知

県

要

綱

第

八

条 第

 \equiv

項

の

規

定

に

ょ

る

高

知

県

知

事

及

び

関

係

市

町

村

長

^

の

経 た 環 境 保 全上 の 意 見 につ しし 7 対 応 の 措 置 を 記 載 U た 見 解 書

三十八

熊

本

県

要

綱

第十一

条

第三

項

の

規

定

に

ょ

る

熊

本

県知

事

及び

関

係

市

町

村長

の 提 出 を 経 た 関 係 住 民 の 意 見 書 の 概 要 を 記 載 L た 書 面

三 十 九 大 分 県 要 綱 第十三 条 第 _ 項 の 規 定 に ょ る 大 分 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長

の 提 出 を 経 た 住 民 意 見 書 の 概 要 を 記 載 L た 書 面 又 は 住 民 意 見 書 の 提 出 が な か つ

た旨 を 記 載 L た 書 面

四 十 宮 崎 県 要 綱 第 十二条の 規 定 に ょ る宮 崎 県 知 事及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付

を

経 た 関 係 地 域 住 民 の 意 見 書 の 概 要 を 記 載 L た 書 面

四 干 送付 を経 鹿 た 児 関 島 県 係 地 要 域 綱 第 住 民 + の 意 条 見 の 書 規 の 定 概 に 要 ょ を記 る 鹿 載 児 L 島 た 県 書 知 事 面 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の

四十二 沖縄 県規 程 第十二条 /第三項 の 規 定 に ょ る沖 縄 県知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^

の提 出を経 た 関 係 地 域 住民 の意見 書 の 概 要 を記 載 L た 面

四十三 千 葉 市要 綱第九条第三項 の規 定による事業者 への送付を経た同条第二

の 関 係 住 民 の 意 見書 の 写し

第 項 の 意 見 書 の 写

兀

 \mp

兀

横

浜

市

現

行

要 綱

第十二条第二

項

の

規

定に

よる

事

業者

の

送 付

を

経

た

同

第

項

四十五 横 浜 市 新 要綱第十二条第二項 の規定による事業者への送付を経た同条

項 の 意 見 書 の 写

四十六

]][

崎

市

条

例

第十一条第二項の

規定

による指定開発行

為者

への

送

付

を経

た

同 条 第 項 の 意 見 書 の 写し

四十七 逗 子 市 条 例 第十 · 条 第 項 の 規 定に よる 事 業者 への送付 を経 た 同 . 条 第 項

の 意見書 の 写し

四十八 名古屋 市要綱第十一第二 項の規定による指定事業者への送付を経た名古

屋 市 要 綱 第 **+** 条 第 項 の 意 見 書 の 写

四十九 京 都 市 要 綱 第 七 条 第 項 の 規 定 に ょ る 京 都 市 長 ^ の送付 を経 た 関 係 地 域

住 民 の 意 見 書 の 概 要 を記載 L た 文書

五 + 大 阪 市 要 綱 第 十三条第 項 の 規 定 に ょ る 事 業 者 ^ の 送 付 を 経 た 大 阪 市 要 綱

第十二条第二項の事業者に対する意見書

五 + -吹 田 市 条例第十二条第二項 の 規定による事業者への送付を経た同 条第

項の意見書の写し

五 <u>+</u> 高 槻 市 要 綱 第十三 条 第二 項 の 規 定 に ょ る 事 業 者 ^ の

項の市民意見書の写し

| 五十三 枚方市条例第十四条第二項の規定による事業者|

^

の送付が

を経

た

同

条第

送

付

を経

た

同

条

第

| 項の意見書の写し

五 + 匹 八 尾 市 要 綱 第十 条第二項 の 規定 による事業 者 ^ の 送 付 を経 た同 . 条 第

項の意見書の写し

五 十五 箕 面 市 要 綱 第十 条 第三 項 の 規 定 に ょ る 事業 者 ^ の 送 付 を経 た 同 条 第

項の意見書の写し

五 十六 神 戸 市 条例第十七条第二項 に お しし て 準用する神戸市条例第十 条第二項

の 規 定 に ょ る 事 業 者 の 送 付 を 経 た 神 戸 市 条 例 第 + 七条 第 項 の 意 見 の 写

五 + 七 尼 崎 市 要 綱 第 九 条第二 項 の 規 定 に ょ る 事 業 者 への 送 付 を 経 た 同 条 第 項

の意見書の写し

八 群 馬 県要 綱 第十一 条第一 項 の規定 によ IJ 群 馬県 知 事 が 述べ た意見を記 載 U た

書類

九 埼 玉 県条例第十六条の規 定に より 事業者に送付され た 埼 玉県知 事 の 意見 を記

載した書面

十 千 葉 県 要 綱 第十三条 第一 項 の 規 定 に ょ り千 葉 県知 事 が 述べ た 意 見 を 記 載 U

書類

+ 東京 都条例第二十二条第一 項 の 規定 により作成され た審査意見書 で あっ

て

た

、同条第二項の規定により事業者に送付されたもの

神 奈 Ш 県現 行 条 例 第十 四 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 評 価 審

查 書 で あっ て、 同 条第 四 項 の 規 定 に ょ IJ 事業者 に . 送 付 さ れ た も **0**

十三 神 .. 奈 Ш 県 新 条例 第一 <u>-</u> · 条 第 項 の規 定によ IJ 作 成さ れ た 環 境 影響評 価

審

查

書 で あっ て 同 . 条 第 四 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業者に送付 され た も の

十四四 新 潟 県 要 綱 第十三条第 項 の 規 定 に ょ IJ 新 潟 県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を 記 載

た書面

十 五 富 Щ 県要綱第 十五条第 項 の 規 定に より 富 山 県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を記 載

た 書 類

十六 石川県要綱第十五条第 項の規定により石川県知事が述べた意見を記 載

た書 類

十七 福井県要綱第十四条第一 項の規定により福井県知事 が述べた意見を記

載

載

た 面

十八 Щ 梨県要綱第十三条第 項 の規 定に より Щ 梨県知事 が述べ た意 見 を記

た 類

十 九 長野県要綱第十四条第一項の規定により作成された意見書であって、 同

条

第 四 項 Ô 規 定に より事業者に送付 され た も

<u>-</u> 岐 阜 県条例 第二十一条 第 項 の 規 定 に ょ の IJ 事業 者に送る 付さ

_ + -静 畄]県要 綱第十三条第 項 の 規 定 に ょ ij 静 畄 県知 事 が 述 ベ た 意 見 を 記 載

れ

た 意

見

た書類

<u>-</u> + -愛知 県要綱第十九第一項の規定により愛知 県知事 が述べた意 見を記載し

た書 類

重 県 要 綱第六条第三項 の規 定に より三 重 県知 事 が述べた 意 見 を 記 載

た書 類

二十四 滋 賀 (県要 綱第十二条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作成 され た 審 查 意 見 書 で あ っ て

同 · 条 第 四 項 の 規 定に より 事業者 に 送 付 され た も の

二 十 五 京 都 府 要 綱第十一 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 京 都 府 知 事が述べた意見 を記 載

した書類

二十六 大 阪 府 要 綱第十六条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 大 阪 府 知 事 の 意 見

記 載 L た 書 面 で あっ て、 同 条第三 項 の 規 定 に ょ IJ 事 · 業 者 に 送 付 さ れ た も

の

を

て

二十七 兵 庫 ·県 要 綱第十三条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作成 され た審 査 意見 書 で あ う

、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの

二十八 あって、 兵 同 庫 県 条 第三 条 例 項 第二十条 の 規定 第 に ょ IJ 項 事 の 業 規 者 定 に に 送 ょ 付 IJ 作 さ .: れ され た も た第二 **の** 次審 查 意 見

で

二十九 和 歌 Щ 県 要 綱第 九 条 の 規 定 に ょ IJ 事業 者 に 送 付 さ れ た 和 歌 Щ 県 知 事 の 意

見を記載した書面

三十 鳥 取 県 要 綱 第 九 ? 条第一 項 の 規定 によ IJ 鳥 取 県知 事 が述べた意見を記載 Ũ た

書類

三 十 一 条第三項 島 の 根 規 県 要 定 に 綱 より 第十二条 事業者に 第 . 送付 項 の され 規 定 た に も ょ IJ の 作 成 され た 意 見 書 であって、 同

畄 Щ 県要 綱第六条第 項 の 規 定に より作成さ れ た 審 查 意 見 書 で あっ て、

同条第二 項 の 規定によ り事業者に送付され た も の

三 十 三 広 島 県要 綱第八条第一 項 の規定に より作成された意見書であって、 同 条

第四 項の規定に より事業者 に送付さ <u>さ</u> n た も ഗ

三十四 Щ П 県 要 綱 第九 条第 項 の 規 定 に より Щ \Box 原知 事 が 述べ た意

見

を記

載

県知

た 面

三 十 五 徳 島 県要綱第十三条第一 項又は第二十四条第二項の規定により徳島

事が 述べた意見を記載 した 書 面

三十六

香

Ш

. 県要

綱第十

· 条 第

項

の

規

定に

より

作成され

た意見書

であっ

て、

同

条

第四 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業者 E 送 付 さ れ た も ഗ

三十七 高 知 県 要 綱第十 · 条 第 項 の 規 定 に より 高 知 県知 事 が述べ た 意 見 を 記 載

た書 面

三十八 長崎 県要 綱第九条の規定により長崎県生活環境部長から関係部長に通 知

され た 生 活 環 境 部 長 の 審 查 の 結 果 を 記 載 L た 書 面

三十九 熊 本 県 要 綱 第十二条 第 項 の 規 定 に ょ り熊本県知 事が 述べた意 見 を記 載

た書 類

四十 大分県要 綱 第 十四四 [条第 項 の 規 定 に より 大 分県 知 事 が 述 ベ た 意 見 を 記 載

た 書 類

四 十 一 宮崎 県要綱第十三条第一 項の規定により宮崎県知事が述べた意見を記載

L た 書 類

兀 <u>+</u> 鹿 児 島 県 要 綱第十二 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 鹿 児 島

県

知

事

が

述

ベ

た

意

見

を

載

記 載 L た 書 類

四十三 沖 縄 県 規程第十三条第一 項の規定により沖縄県知 事が述べた意見 を記

四

L

た

書

類

四 干 千 葉 市要綱第十二条第一 項の 規定 により · 千葉 市長 が 述べ た意 見を記 載

た 書 類

四十五 横 浜 市 現 行 要 綱第十 八条 第 項 の 規定に より 作成 **5** れ た 環 境 影 響 評 価 審

查 であって、 同 条第三項 の規 定に ょ る 事業者 への写し の送付 を経 た も

四十六 横浜 市 新 要綱第十八条 第一 項 の規 定に ょ り作 成され た環 境 影 響 評 価 審 查

書 で あっ て、 同 . 条 第三 項 の 規 定 に ょ る 事 業 者 ^ の 写 L の 送 付 を 経 た も **ത**

四十七 であっ て、 Ш 崎]|| 市 条 崎 市 例 条 第十三 例 第十五条 条 第 第 項 の 項 規 の 定 規 に 定 ょ に IJ よる 作 成 指定 され 開 た 発 環 行 境 為者 影 響 評 の写 価 審 查 L の 書

送付を経たもの

四 干 八 逗 子 市 条 例 第十 四 · 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 され た 審 查 で あっ て、 同

条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業 者 に . 送 付 れ た も **ത**

四十九 名 古 屋 市 要 (綱第 + 兀 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 審 査

書

で あ つ て、 名 古 屋 市 要 綱 第 + 兀 第 項 の 規 定 に ょ る 指 定 事 業 者 ^ の 写 し の 送 付

を経たもの

五 + 京 都 市 要 綱 第 八 条 第 項 の 規定 に ょ 1) 京 都 市 長 が 述 ベ た 意 見 を 記 載 た

類

五 + 大 阪 市 要 綱 第 + 七 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 審 查 意 見 書 で あ っ

て

書

同 条 第 兀 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業 者 に 送 付 さ れ た も 0

五 **+** 吹 田 市 条 例 第十 · 六 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業 者 に 送 付 さ れ た 準 備 意 見 書

五 十三 高 槻 市 要 綱 第十 七 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 審 查 意 見 書 で あ つ て

高 槻 市 要 綱 第十 八 条 第二 項 の 規 定 に ょ IJ 事 業 者 に 送 付 さ れ た も の

五 + 四 枚 方 市 条 例 第 +九 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 審 查 書

で あ つ て、 同 条 第 兀 頂 の 規 定 に ょ 1) 事 業 者 に 送 付 さ れ た も **ത**

五 十五 八 尾 市 要 綱 第十 七条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 審 查 書

、同条第二項の規定による宮城県知事及び関係市町村長への提出を経たもの	
三(宮城県要綱第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価書であってを経た環境影響評価書)	
二 青森県要綱第十一第一項の規定による青森県知事及び関係市町村長への提出	げる書類
を経た環境影響評価書	第七号に掲
書若しくはこれに準ずる書面又は北海道条例第十九条第一項の規定による確定	二条第一項
北海道条例第十一条第二項の規定による修正事項の提出を経た環境影響評価	七法附則第
五十九 広島市要綱第九条第一項の規定により事業者に送付された意見書	
であって、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの	
五十八 尼崎市要綱第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書	
者に送付されたもの	
て、同条第四項において準用する神戸市条例第十二条第四項の規定により事業	
五十七 神戸市条例第二十一条第一項の規定により作成された評価意見書であっ	
面市要綱第二十一条の規定により事業者に送付されたもの	
五十六(箕面市要綱第二十条第一項の規定により作成された意見書であって、箕	
であって、同条第四項の規定により事業者に送付されたもの	

兀 秋 田 県 要 綱 第 + = 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ っ

て

同 条 第 項 の 規 定 に ょ る 秋 田 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付 を 経 た も 0

五 Щ 形 県 要 綱 第 $\dot{+}$ 四 . 条 の 規 定 に ょ る Щ 形 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出 を 経

た 環 境 影 響 評 価 書

六 茨 城 県 要 綱 第 <u>+</u> _ 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ つ

同 条 第 項 の 規 定 に ょ る 茨 城 県 知 事 ^ の 提 出 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付

を

経

て

た も の

七 栃 木 県 要 綱 第十 条 第 項 の 規 定 に より 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 書 で あっ

て、

栃 木 · 県 要 綱 第 + 条 第 項 の 規 定 に ょ る 栃 木 県 知 事 ^ の 提 出 を 経 た も の

八 群 馬 県 要 綱 第 + = 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ つ て

同 条 第 項 の 規 定 に ょ る 群 馬 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付 を 経 た も (0)

九 埼 玉 県 条 例 第 + 八 条 第 項 の 規 定 に ょ 1) 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ っ て

同 . 条 第 要 項 の 規 定 条 に よる 規 埼 定 玉 県 知 事 葉 及 県 び 関 係 事 市 町 村 長 ^ び の 提 出 を 経 た 長 も 0

写 L の 送 付 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+

千

葉

県

綱

第

+

兀

の

に

ょ

る

千

知

^

の

提

出

及

関

係

市

町

村

^

の

+ 東 京 都 条 例 第 二十三条 の 規 定 に ょ る 東 京 都 知 事 への 提 出 を 経 た 環 境 評

神 奈 Ш 県現 行 条例 第十 五 条 の規 定による神奈川 県知 事 への提出を経 た 環 境

影響予測評価書

十三 神 Ш 県 新 条例第二十一 条の 規 定に よる 神 奈川県知 事 ^ の 提 出を経た環

影響予測評価書

十四四 新 潟 県 要 綱 第 十四 条 の 規 定 に ょ る 新 澙 県 知 事 及 び 関 係 市

経た環境影響評価書

+ 五 富 Щ 県 要 綱 第 十六条の規定による富 山県知事及び関

係市町村長

^

の 提

出

を

つ

町

村

長

^

の

提

出

を

境

経た環境影響評価書

十六 石 Ш 県 要 綱 第 十六 条第 項 の 規 定に より 作 成 **さ** れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ

て、 同 第二 項 の 規定 によ る 石 Ш 県 知 事 及び 関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出 を 経 た も の

十七 福 井 県 要 綱 第十五 一条の 規定 に ょ る福 井県 知 事及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出 を

経た環境影響評価書

十八 Щ 梨 県 要 綱 第 + 兀 条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価 書 で あ つ

十 九 て、 長 同 野 . 条 県要綱 第 頂 第 の 十五 規 定 一条第 に ょ る 項 Щ の 梨 規 県 定に 知 事 より 及 び 作 関 成さ 係 市 れ 町 た 村 環 長 境 ^ 影 の 響 送 評 付 価 を 書 経 で た あっ も の

て、 同条: 第二項 の規定 に ょ る長 野県知事 及び 関 係 市 町村 長 への 提出 を経 た も の

<u>-</u> 岐 阜 県条例第二十二条 の 規 定 に よる 岐 阜 · 県 知 事 及び 関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出

を 経 た環 境 影響 評 価

_ + -静 出 県 要 綱第十 ·四 条 の規定による 静岡県知事及び 関係市町村長 への送付

を経 た 環 境 影 響 評 価

_ + _

愛

知

県

要

綱

第二十第

項

の規定に

より作成され

た環境

影響評

価

書

で

あっ

て、愛知 県要綱第二十第二項 の 規定によ る愛 知県知 事 及び関 係 市 町 村長 、 の 送

付を経た も の

二 十 三 三重 |県要 綱第七条第 項 の

規 定に より 作 成され た環境 境 影 響 評 価 書 で あ

つ

て、 同条: 第二項 <u>ත</u> 規定 によ る 三 重 県 知 事 及び 関 係 市 町 村 長 ^ の 写 L の 送 付 を 経

たも の

十四四 滋賀県要綱第十三条第一 項の規定により作成され た環境影響評価 書であ

って、同条第二項 の規定による滋賀県知事への提出 一及び) 関係 市 町 村 長 への写し

の 送付 を 経 た も **の**

十五 京 都 府 要 綱 第十四 条 の規 定 に よる京 都 府 知 事及び関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出

を経 た環境 影響 評 価 書

二十六 大阪 放府要 綱 第十七条 第 項 の 規 定 に ょ り作成 され た 環 境 影 響 評 価 書 で あ

って、 同 条 次第 二項 の 規 定に よる大阪 府 知 事 への 提出 及び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付

を経たもの

二十七 兵庫 · 県 要 網第十四条第一 項の規定による兵庫県知 事 への提出を経た環

影響評価書

二十八 兵 庫 県条例第二十一 条 の 規定 によ る 兵 庫 [県知 事 ^ の 提 出 を経 た 環

境

影

響

境

評価書

二十九

和 歌

山県要綱第十条

の規定による和歌山県知事及び関係

市町村長への送

付を経た環境影響評価書

三 十 鳥 取 県 要 綱 第 + 条 の 規 定 に よる 鳥 取 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出 を 経

た環境影響評価書

三 十 一 島 根 県要綱第十三条第一 項の 規定により 作成され た環境影響 評 価 で あ

って、 同条第二項の規定による島 根県知事 及び関 係 市町 村 長への送付を経 た も

の

三 十 二 畄 Щ 県 要 綱 第 七 条 の 規 定 に ょ る修 正 の 後 に 同条の規定に ょ る 畄 Щ 県 知 事

への提出を経た環境影響評価調書

三十三 広 島 『県要 綱 第九 . 条 第 項 の 規 定に よる 広 島 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の

送付を経た環境影響評価書

三十四 Щ \Box [県要 綱第十 条の規定により作成された環境影響評 価 書であって、

第

付

+ 条の規定に よる山 П 県 知 事 及び関 係 市 町 村 長 ^ の送付 を経 た も **ത**

三 十 五 徳 島 県 要 綱 第十 四 条 の 規 定 に ょ る 徳 島 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送

を経た環境影響評価書

三十六 香 Ш 県 要 綱 第十一 条 第一 項 の 規定により作成され た環境 **光影響評** 価 で

って、 同条第二項 の規 定に よる 香 川 県 知 事 への提出及び 関 係 市 · 町 長 ^ の写 U

送付を経たもの

三十七 高 知 県要 綱 第十一 条 第 項 の 規 定 に ょ ij 作 成 され た 環 境 影 響 評 価 で

あ

の

あ

って、 同 条 第二 項 の 規 定に ょ る 高 知 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付 を 経 た も

の

三十八 熊本 -県要 綱第十三条第一 項 の 規定により作成 され た た環境 影 響 評 価 で あ

って、 同 条 第二 項 の 規 定による 熊 本 県 知 事 及び 関 係 市 町 村 툱 ^ の 提 出 を 経 た も

Ø

三十九 大分県要綱第十五条第一 項の 規定により作成され た環境影 響 評 価 で あ

つ て、 同 条 第 項 の 規 定 に よる大分県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 提 出 を 経 た

も

の

四 十 宮崎 県要綱第十四条第一 項の規定により作成された環境影響評 価 書 で あっ

て、 第二項 <u>ත</u> 規定 による協 議 を 行うた め の 宮 崎 県知 事 ^ の 送 付 を 経 た も の

四 十 鹿 児 島 県 要 綱第 十三条 第 項 の 規 定 に ょ IJ 作 成 さ れ た 環 境 影 響 評 価

あっ て 同条 第二 項 の 規定 に ょ る 鹿 児 島 県 知 事 克 び 関 係 市 町 村 長 ^ の 送 付

を

経

書

で

たもの

四十二

沖縄

県規程第十四条

の規定による沖縄県知事及び関係市町村長

への

提

出

価

____を経た環境影響評価書

匹 十 三 千 葉 市 要 綱 第十三条 の規 定 に よる千葉 市 長 ^ の 提 出 を 経 た 環 境 影 響 評

書

四十四 であっ て、 横浜 横 市 浜 現行要綱第十三条第一項の規定により作成され 市 · 現 行 要綱 第 +应 I 条 の 規 定 に ょ る横 浜 市 長 ^ た環 の 提 出 境 影響 を 経 評 た も 価

書

の

及び 横 浜 市 現 行 要綱第二十条第一 項 の 規 定に ょ る **横** 浜 市 長 ^ の 提 出 を 経 た 報 告

書

四 十 五 横 浜 市 新 要綱第十三条第一 項 の規 定に より 作 成された環 境 影 響 評 価 で

あって、 横 浜 市 新 要 綱 第十 ·四 条 の 規 定 に ょ る **横** 浜 市 長 ^ の 提 出 を 経 た も の 及 び

横 浜 市 新 要綱 第二十条 第一 項 の 規 定に ょ る横 浜 市 툱 への 提 出 を 経た 報 告

四十六 逗子市条例第十五条の規 定による逗子市長 への提出を経 た環 境 影響 評 価

∄

四 \mp 七 名 古 屋 市 要 綱第十 五 第 項 の 規 定 に ょ る名古 屋 市 長 ^ の 届 出 を 経 た

影響評価書

| 四十八 京都市要綱第十条第一項の規

定による京都市

長

^

の提出

を経た環

境

影

響

価

環

境

評価書

四十 九 大阪 市 要 綱第十 八条 の 規 定 に よる 大阪 市 長 ^ の 提 出を経 た 環 境 影 響 評

▮

五 干 吹 田 市 条例 第 十七 条第 項 の 規 定に よる 吹 田 市 長 ^ の 提 出 を経 た 環 境 影 響

評価書

五 + -高 槻 市 要 綱第十九条第一 項 の 規定 に ょ らり作成さ され た環境影響 評 価 書 で あ

つ て、 同 条 第 二 項 の 規 定 に ょ る 高 槻 市 長 ^ の 届 出 を 経 た も ഗ

五 <u>+</u> 枚 方 市 条 例 第二十条 第 項 の 規 定 に ょ る 枚 方 市 長 ^ の 提 出 を 経 た 環 境 影

響評価書

五の出来の公告を経た環境影響評価書	
四の秋田県要綱第十三条の公告を経た環境影響評価書	
三宮城県要綱第十九条の公告を経た環境影響評価書	
二 青森県要綱第十一第二項の公告を経た環境影響評価書	げる書類
条例第三十条第四項の告示を経た評価資料	第九号に掲
る書面、北海道条例第二十一条第一項の告示を経た環境影響評価書又は北海道	二条第一項
北海道条例第十一条第三項の告示を経た環境影響評価書若しくはこれに準ず	八法附則第一
五十七 広島市要綱第十条の規定による広島市長への送付を経た環境影響評価書	
響評価書	
五十六 尼崎市要綱第十五条第一項の規定による尼崎市長への届出を経た環境影	
、神戸市条例第二十三条第一項の規定による神戸市長への提出を経たもの	
五十五(神戸市条例第二十二条の規定により作成された環境影響評価書であって)	
影響評価書	
五十四(箕面市要綱第二十二条第一項の規定による箕面市長への提出を経た環境)	
響評価書	
五十三 八尾市要綱第十八条第一項の規定による八尾市長への届出を経た環境影	

六 茨城 県 要 綱 第十三条 の 公告を 経 た 環 境 影 響 評 価

七 栃 木 県 要 綱 第十二条 の公告を経 た 環 境 影 響 評 価

八 群 馬 県要 綱 第十三条 の公告を経 た 環 境 影 響 評 価 書

九 埼 玉 一県条 例 第 十九条 の公告を経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 千 葉 県 要 綱 第 十五 条 の 公告 を 経 た 環 境 影 響 評 価

+ 東 京 都 条 例 第二十 四条 第 項 の 公 示 を 経 た 環 境 影 響 評 価

十三 <u>+</u> _ 神 神 .. 奈 奈 Ш Ш 県 県 新 現 行 条例第二十二条 条例第十六条第 第 項 項 の の 公告を経 公告を 経 た た 環 環 境 境 影 影 響 響 予 予 測 測 評 評

価

価

+ 四 新 潟 県 要 綱 第 十五 条の公告を経 た 環 境 影 響 評 価 書

+

五

富

Щ

県

要

綱

第

+

七

条の

公告

を

経

た 環

境

影

響

評

価

書

十六 石 Ш 県 要 綱 第 + 七 条 の 公告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 七 福 井 県 要 綱 第 十六 条 の 公告を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

+ 八 Щ 梨 県 要 綱 第十五 一条の 公告を経 た環 境 影 響 評 価 書

十 九 長 野 県 要 綱 第 十六 条 の 公告を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

-+ 岐 阜 静 畄 県]県要 条 例 網第十五条 第二十三条 の公告を 第 項 の 経 公告 た 環 を 境 経 影 た 環 響 評 境 影 価 響 評 価

三十七 三十六 三十五 三十四 Ξ + = 三 十 一 三十 二十五 三十三 二十九 二十八 二十七 二十六 二十四 二 十 三 _ + _ 鳥 和歌 熊本 愛知 徳 広 取 京 滋 \equiv 香 Щ 島 兵 兵 大 高 知 島 島 根 県 庫 庫 阪 都 賀 重 Ш 県要 **一県要** 県要 ·県要綱第十四条 県要 県 県 県 県 県 要綱第十一条の公告を経た環 Щ 県要 県条例第二十二条第一 府 府 「県要綱第十一条の公告を経た環 要 要 要 要 要 要 要 綱 綱 網第七条第三項 網第二十一の 綱第九条第二 綱 綱第十五条の公告を経 綱第十四条 綱 綱第十五条の公告を経た 綱第十四条第 綱第十一条の公告を経 第 十 第十二条 第十四条 第十二条 八条 /第二項 第 の公告を経 の の の公告を経 公告を 公告を 項の公告 項 公告を 項 の 項 の の公告を経た環境 公告を経 の告示を経 経 経 経 の公告を経 公告を経 た環 た た た た た を た 経 環 環 環 環 環 環 環 境 境 境 た 影 境 た 境 境 境 境 境 影 境 影 環 影 響 環 影 影 影 影 た た 影 響評 影響 響 環 環 響 響 境 響 評 た 響 境 響 響 評 評 影 影 評 環 境 境 評 評 評 評 価 影響 評 価 響 境 影 影 響 価 価 価 価 価 価 書 価 評 響 価 影 響 書 書 響 評 評 評 価 価 書 評 書 価 書 価 価 価 書

三十八 大分県要 綱 第十六条 第 項 の 公告を経 た 環 境 影 響 評 価 書

三十九 宮 崎 県要 綱 第十 五 条 の 公告を 経 た 環 境 影 響 評 価

四 十 鹿 児 島 県要 綱 第十 应 条 の 公告を 経 た 環 境 影 響 評 価

四十一 沖 縄 県 規 程 第十 五 条 の 公告を経 た 環 境 影 響 評 価

四十二 千 葉 市 要 綱 第 十 四 · 条 の 公告を 経 た 環 境 影 響 評

価

綱第 二 十 条第三 項 の公告を 経 た 報 告 書

四十三

横

浜

市

現

行

要

綱

第十

五

条

の

公告·

を

経

た

環

境

影

響

評

価

書

及

び

横

浜

市

現

行

要

_ + 条第三 項 の 公告を経た 報 告 書

四十四

横

浜

市

新

要

(綱第

十五

条

の公告を経

た環

境影響評

価

書

及 び

横

浜

市

新

要

綱

第

項

の

規

定

四十五 Ш 崎 市 条 例 第十二条 第二 項 の 縦 覧 及 び Ш 崎 市 条 例 第 十 五 条 第

に ょ る 審 查 書 の 公 表を 経 た 環 境 影 響 評 価 報 告

四十六 逗子 市 条 例第十六条第二 項 の 公示 を 経 た 環 境 影 響 評 価

四十七 名古 屋 市 要綱第十五 第 四 項 の 告示を経 た ,環境 影 響 評 価

四十八 京 都 市 要 綱 第 十 - 条第二 項 の 公告を経 た 環 境 影 響 評 価 書

四十九 大 阪 市 要 綱 第 十 九 . 条 第 項 の 公告 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

五 + 吹 田 市 条例 第 十七条第二 項 の 告 示 を 経 た 環 境 影 響 評 価 書

	_
広島市要綱第十一条の公告を経た環境影響評価書	五十七
尼崎市要綱第十五条第二項の公告を経た環境影響評価書	五十六
神戸市条例第二十三条第二項の公告を経た環境影響評価書	五十五
箕面市要綱第二十二条第二項の公告を経た環境影響評価書	五十四
八尾市要綱第十八条第二項の公告を経た環境影響評価書	五十三
枚方市条例第二十条第二項の告示を経た環境影響評価書	五十二
高槻市要綱第十九条第三項の公告を経た環境影響評価書	五十一

別表第二

号に掲げる	用する同条	において準	一 法 附 則 第
葉県要綱第八条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第四項の規定によ	後段の規定による周知の手続を経たもの	城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第七条第一項又は第三項	茨城県要綱第十九条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であ

書類

る周知の手続を経たもの

三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第七条第三項の規定に準じた	号に掲げる
係住民の意見書の写し	第一項第五
二 千葉県要綱第九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の関	用する同条
記載した書面	において準
茨城県知事への提出及び関係市町村長への送付を経た関係住民の意見の概要を	二条第四項
一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第九条の規定による	二法附則第
よる周知の手続を経たもの	
による公告及び縦覧並びに神戸市条例第十六条第一項又は第四項の規定の例に	
作成された環境影響評価書案であって、神戸市条例第十五条第二項の規定の例	
五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第十四条の規定の例により	
定による周知の手続を経たもの	
て、千葉市要綱第八条第一項の公告及び縦覧並びに同条第二項又は第四項の規	
四(千葉市要綱第五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であっ	
の手続を経たもの	
告及び縦覧並びに広島県要綱第六条第一項又は第三項後段の規定に準じた周知	
作成された環境影響評価書の案であって、広島県要綱第五条の規定に準じた公	

		書類	号に掲げる	第一項第六	用する同条	において準	二条第四項	三法附則第							書類
· 類	四 千葉市要綱第十二条第一項の規定により千葉市長が述べた意見を記載した書	0	作成された意見書であって、同条第四項の規定に準じて事業者に送付されたも	三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第八条第一項の規定に準じて	書類	二 千葉県要綱第十三条第一項の規定により千葉県知事が述べた意見を記載した	定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面	一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十一条第一項の規	市条例第十七条第一項の規定の例による意見の写し	用する神戸市条例第十一条第二項の規定の例による事業者への送付を経た神戸	五 神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第十七条第二項において準	係住民の意見書の写し	四 千葉市要綱第九条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第二項の関	域住民の意見書の写し又は意見書の提出がなかった旨を記載した書類	広島県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第二項の規定に準じた関係地

茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十三条の公告を経	法附則第	五
例による神戸市長への提出を経たもの		
り作成された環境影響評価書であって、神戸市条例第二十三条第一項の規定の		
五の神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第二十二条の規定の例によ		
四(千葉市要綱第十三条の規定による千葉市長への提出を経た環境影響評価書)		
広島県知事及び関係市町村長への送付を経た環境影響評価書		
三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県要綱第九条第一項の規定に準じた	書類	
写しの送付を経た環境影響評価書	号に掲げる	
二 千葉県要綱第十四条の規定による千葉県知事への提出及び関係市町村長への	第一項第七	
関係市町村長への送付を経たもの	用する同条	
いて準用する茨城県要綱第十二条第二項の規定による茨城県知事への提出及び	において準	
定により作成された環境影響評価書であって、茨城県要綱第十九条第三項にお	二条第四項	
一 茨城県要綱第十九条第三項において準用する茨城県要綱第十二条第一項の規	法附則第	四
条例第十二条第四項の規定の例により事業者に送付されたもの		
例により作成された評価意見書であって、同条第四項において準用する神戸市		
五の神戸市条例第三十三条の規定に基づき神戸市条例第二十一条第一項の規定の		

例による公告を経た環境影響評価書 五 神戸市条例第三十三条の規定に基づる
四 千葉市要綱第十四条の公告を経た環
公告を経た環境影響評価書
三 広島県要綱第二十条の規定に基づき広島県
二 千葉県要綱第十五条の公告を経
た環境影響評価書